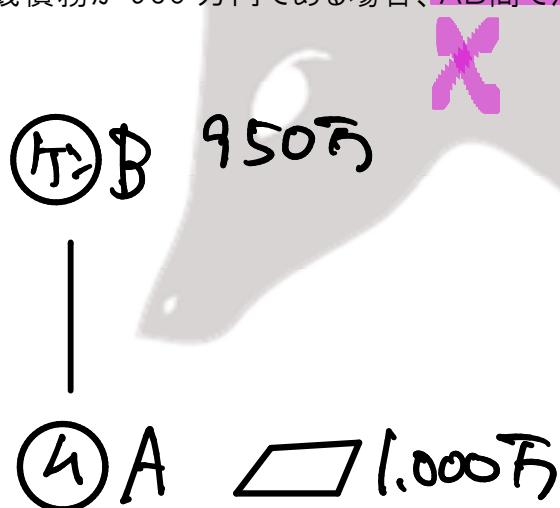


## 代物弁済 宅建 H12-09-2 «#656»

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対する金銭債務について、代物弁済をする。Aの提供する不動産の価格が1,000万円で、Bに対する金銭債務が950万円である場合、AB間で清算の取決めをしなければ、代物弁済はできない。



【答え】 誤り

《ポイント》 代物弁済 【★基礎必須】

弁済者が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。（民法 482 条）

⇒ 「給付」の種類に制限はなく、本来の給付に相当する価値を有することも要しない